

## 野田市農業委員会総会会議録（第13回）

1. 野田市農業委員会会長古谷文夫は、令和2年12月8日午後1時30分、野田市農業委員会総会を野田市役所8階大会議室に招集した。

1. 出席委員は次のとおりである。

1番 石山幹雄	3番 藤井愛子
4番 川辺茂	5番 筑井正
6番 古谷文夫	7番 齊藤和夫
8番 石塚正夫	10番 針ヶ谷久翁
11番 青木進	12番 宇佐見稔久
13番 吉岡清美	

1. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可処分の取消願について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について

議案第4号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について

議案第5号 農用地利用集積計画について

議案第6号 農用地利用配分計画について

議案第7号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について

第3 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第4号 農地法施行規則第29条号1号に関する農地転用の届出について

報告第5号 競（公）売買受適格証明願について

報告第6号 農用地利用集積計画の中途解約について

報告第7号 農地の現況に関する照会について

1. 出席事務局職員は次のとおりである。

事務局長 染谷 隆徳

事務局長補佐 大塚 和彦

農地農政係長 間中 浩司

主事 高梨 将克

**議長** ただいまから令和2年第13回野田市農業委員会総会を開会します。

本日、2番 石山高弘委員、9番 染谷美佐夫委員、所用のため欠席でございます。

11 番 青木進委員、12 番 宇佐見稔久委員、遅参でございます。

野田市農業委員会会議規則第 6 条の規定による定数に達しておりますので、会議は成立していることをご報告いたします。

議事日程第 1、議事録署名委員の選任に移ります。

例により、議長指名でご異議ありませんか。

一 異議なしの声多数 一

異議なしと認めます。

13 番 吉岡 清美 委員

1 番 石山 幹雄 委員を指名します。

本日の案件は、議案第 1 号から議案第 7 号までとなっております。

本日は、農地利用最適化推進委員も出席しておりますので意見を求めます。

ただいまから議事に入ります。

議案第 1 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題とします。

申請番号 1 番、2 番は関連があるので、一括して事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第 1 号申請番号 1 番、2 番についてご説明いたします。

1 ページをご覧ください。

申請地は、田 2 筆で 1994 平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は、高齢により農業経営の規模を縮小するため、譲受人は、農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第 3 条第 2 項に定められている不許可の基準には該当していません。

令和 2 年 11 月 25 日に受付をしております。

以上です。

**議長** 本案について、現地調査班第 1 班より説明をお願いします。

**藤井委員** 今月は 1 班が担当で、12 月 3 日に現地調査を行いました。

今回の報告は議案第 1 号申請番号 1 番から 4 番、議案第 3 号申請番号 1 番から 8 番については針ヶ谷委員、議案第 1 号申請番号 5 番から 9 番、議案第 2 号申請番号 1 番、議案第 3 号申請番号 9 番から 13 番については川辺委員が、ご報告します。

また、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願については、事前に千葉県職員と事務局職員で現地調査を行っており、申請書を審査したところ、申請内容に問題がなかったため、現地調査は不要としました。

それでは、議案第 1 号申請番号 1 番、2 番について針ヶ谷委員から報告をお願いします。

**針ヶ谷委員** 議案第 1 号申請番号 1 番、2 番について報告します。

申請地は、今上字五尺道上の田 2 筆で耕作中の農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

**議長** 申請番号 3 番について、事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第 1 号申請番号 3 番についてご説明いたします。

申請地は、田 1 筆で 974 平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は、高齢により農業経営の規模を縮小するため、譲受人は、農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第 3 条第 2 項に定められている不許可の基準には該当していません。

令和 2 年 11 月 24 日に受付をしております。

以上です。

**議長** 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

**針ヶ谷委員** 議案第 1 号申請番号 3 番について報告します。

申請地は、船形字昭和下の田 1 筆で耕作中の農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

**議長** 申請番号 4 番について、事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第 1 号申請番号 4 番についてご説明いたします。

申請地は、畑 1 筆で 952 平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は、農業経営の規模を縮小するため、譲受人は、農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第 3 条第 2 項に定められている不許可の基準には該当していません。

令和 2 年 11 月 24 日に受付をしております。

以上です。

**議長** 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

**針ヶ谷委員** 議案第 1 号申請番号 4 番について報告します。

申請地は、小山字ろ耕地の畑1筆で耕作中の農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

**議長** 申請番号5番について、事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第1号申請番号5番についてご説明いたします。

申請地は、畑3筆で1926平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は、自宅から遠く耕作に不便なため、譲受人は、農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第3条第2項に定められている不許可の基準には該当していません。

令和2年11月24日に受付をしております。

以上です。

**議長** 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

**川辺委員** 議案第1号申請番号5番について報告します。

申請地は、柏寺字下ノ谷の畑3筆で保全管理された農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

**議長** 申請番号6番から9番は関連があるので、一括して事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第1号申請番号6番から9番についてご説明いたします。

2ページをご覧ください。

申請地は、畑6筆で5024.30平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

譲渡人の申請理由は、申請番号6番、7番は相続したものの耕作が難しいため、申請番号8番は高齢により農業経営の規模を縮小するため、申請番号9番は相続したものの利用の予定がないため、譲受人は、事業拡大により農業に参入するためとなっております。

譲受人は、農地法第2条第3項の農地所有適格法人要件を満たしており、農地法第3条第2項に定められている不許可の基準には該当していません。

令和2年11月24日に受付をしております。

以上です。

**議長** 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

**川辺委員** 議案第1号申請番号6番から9番について報告します。

申請地は、木間ヶ瀬字鴻ノ巣の畑6筆で保全管理された農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

**議長** 本案については、説明員として申請人にお越しいただいておりますので、入室させます。

—申請人入室—

**議長** 申請人に、機械、労働力、技術があるか、また、販売先などの営農計画について、説明をお願いします。

**申請人** こちらにハウスを建設して、さくらんぼを営農します。

運営は、私一人で8年後位には、3400キロ、3.4トン位に増やしますので、徐々に人も増やしながら継続していきたいと考えています。

自社で建設するので、費用もそんなにかかりません。

今販売の方の売上は、太田市場の方の平均価格がキロ当たり2186円、平均的な収穫量を、5反やって3400キロってところで計算して、割り出しで計算して計画しております。

—宇佐見委員入室—

**議長** 何かご質問ありますか。

**齊藤委員** 何を耕作するんですか。

**申請人** さくらんぼです。

**齊藤委員** 収穫までに、時間かかりますが、その間はどのようにするんですか。

**申請人** 2年目3年目っていうのは若干でも収穫はあるんですけども、勉強しつつ、やっていきたいなど。

**齊藤委員** その間、資金を投下して、〇〇としては大赤字だ。

**申請人** 申し忘れたことがございまして、今、株式会社〇〇でマンゴーの栽培をやっておりまし

てそちらの方は、売上は、多少見込んでおります。

今回の申請地と丁度隣り合っような形になります。

**石山（幹）委員** 地元ということで質問させていただきます。

指導者は、誰か決まっていますか。

**申請人** 宇都宮のインターのそばで〇〇さんというところ、もう 30 年 40 年やられていて、世話を受けてくれていて、一月とか二月に 1 回先生を迎えに行っ来てもらっ病気とか、害虫の様子を見てもらっ、それで土の対策とかいろいろやっ、今やってる最中です。

**石山（幹）委員** 栽培は、植木ですか、ボックスですか。

**申請人** ボックスでやることにしています。

**議長** 他に質問がないようでしたら、申請人を退席させたいと思いますが、よろしいでしょうか。

—異議なしの声あり—

**議長** お忙しい中、お疲れ様でした。

退席されて結構です。

—申請人退席—

**議長** ただいま事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

**筑井委員** 申請番号 6 番から 9 番までの再確認ですが、これは先ほどの事務局の説明では、適格化法人には該当しているけども、この面積には該当してないと、ちょっとそういう認識でとらえたんですが、経営面積がちょっと書いてないので、この面積は、5000 平方メートル無くてもいいのかをちょっと再確認です。

**事務局** 新規参入なので、経営面積は 0 になっていますが、取得する面積が 50 アール超えておりますので、要件があるというところでございます。

**筑井委員** 私、計算したら 5000 平方メートルいかないかなと思ったら、5000 平方メートルいくんですね、全部足すと、できたらその辺、合計面積書いといってもらえればこれだと全然面積がないので、これを足せば 5000 平方メートルになるわけですね。

**事務局** そういふことです。

**筑井委員** これも初歩的なことですが、申請番号 5 番のですね、〇〇さん、この方の経営面積、自作面積、貸付面積とありますが、経営面積は自作面積のみで、貸付面積は入っていないという解釈でよろしいですか。

**事務局** 委員の言われた通りで、貸付は、経営面積に入りません。

**議長** 他に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第 1 号について、採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可処分の取消願について」を議題とします。

なお、本案は議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による農地転用許可申請について」の申請番号 10 番と不可分の案件のため、一括して審議します。

一括して事務局の説明を求めます。

**事務局** まず、議案第 2 号申請番号 1 番についてご説明いたします。

3 ページをご覧ください

本案は令和 2 年 9 月 29 日付けで所有権移転による太陽光発電施設用地として農地法第 5 条の許可を受けています。

取り消しの理由は権利の内容を所有権移転から地上権設定に変更するためとなっております。

なお、土地登記簿を確認したところ、所有権移転はされていませんでした。

次に議案第 3 号申請番号 10 番についてご説明いたします。

6 ページをご覧ください。

申請地は、田 2 筆、畑 5 筆で 1114 平方メートルとなっております。

転用の目的は、地上権設定による太陽光発電施設用地です。

令和 2 年 11 月 24 日に受付をしております。

以上です。

**議長** 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

**川辺委員** 議案第2号申請番号1番、議案第3号申請番号10番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理された農地でした。

計画内容は、切土、盛土等を行わず、太陽光発電施設を整備する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲にフェンスを設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

**議長** 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

**事務局** まず、資力及び信用についてですが、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

信用については、過去の状況を確認したところ、特に問題ないと認められます。

次に、転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は許可しないものとなっておりますが、農地台帳を確認したところ賃借人等はいないため、該当しないと考えます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されています。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

**議長** ただいま事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第2号申請番号1番及び議案第3号申請番号10番について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議案第3号「農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について」の申請番号1番から9番、11番から13番を議題とします。

申請番号1番から3番は関連があるので、一括して事務局の説明を求めます。



**事務局** 議案第3号申請番号1番から3番についてご説明いたします。

4ページをご覧ください。

申請地は、畑3筆で2957平方メートルとなっております。

転用の目的は、賃借権設定による駐車場用地です。

令和2年11月24日に受付をしております。

以上です。

**議長** 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

**針ヶ谷委員** 議案第3号申請番号1番から3番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、耕作中の農地でした。

計画内容は、碎石を敷き整地し、駐車場を整備する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、鉄板による防護壁及びネットフェンスを設置し、土砂の流出を防止する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

**議長** 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

**事務局** 申請番号1番から3番の説明をする前に、申請番号1から7ページの申請番号13番の案件に共通している許可検討事項について、ご説明いたします。

まず、信用については、過去の状況を確認したところ、特に問題ないと認められます。

次に転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は許可しないものとなっておりますが、農地台帳を確認したところ賃借人等はいないため、該当しないと考えます。

以上が共通している許可検討事項になります。

それでは、申請番号1番から3番のその他の許可検討事項についてご説明いたします。

まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

**議長** 申請番号4番について、事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第3号申請番号4番についてご説明いたします。

申請地は、畑2筆で12.83平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による道路用地です。

令和2年11月24日に受付をしております。

以上です。

**議長** 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

**針ヶ谷委員** 議案第3号申請番号4番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、耕作中の農地でした。

計画内容は、砂利敷きにて道路を整備する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、特にありません。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

**議長** 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

**事務局** まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区については申請代理人が確認したところ、排水施設等を設けるわけではないため、意見書は不要との回答を得たとのことです。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

**議長** 申請番号5番について、事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第3号申請番号5番についてご説明いたします。

5ページをご覧ください。

申請地は、畑1筆で730平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による資材置場用地です。

令和2年11月24日に受付をしております。  
以上です。

**議長** 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

**針ヶ谷委員** 議案第3号申請番号5番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草が生えていました。

計画内容は、碎石敷きにて資材置場を整備する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲をコンクリート塀で囲い、土砂の流出を防止する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

**議長** 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

**事務局** まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

—青木委員入室—

**議長** 申請番号6番から8番は関連があるので、一括して事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第3号申請番号6番から8番についてご説明いたします。

申請地は、畑3筆で431平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による太陽光発電施設用地です。

令和2年11月24日に受付をしております。

以上です。

**議長** 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

**針ヶ谷委員** 議案第3号申請番号6番から8番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草が生えていました。

計画内容は、埋立ては行わず、整地のみで太陽光発電施設を整備する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲にフェンス及びフェンス下部分に板のようなものを設置することで雨水流出を防止する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

**議長** 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

**事務局** まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

**議長** 申請番号9番について、事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第3号申請番号9番についてご説明いたします。

6ページをご覧ください。

申請地は、畑1筆で329平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による貸駐車場用地です。

令和2年11月24日に受付をしております。

以上です。

**議長** 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

**川辺委員** 議案第3号申請番号9番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、鉄道駅、市役所等それぞれの基準点の周囲おおむね500メートル以内の宅地率が40パーセントを超えるため、1キロメートルまで半径を延長した中にある農地であることから、第2

種農地であると判断されます。

当該地の現況は、肥培管理された農地でした。

計画内容は、切土・盛土等を行わず、現況地盤の上に碎石を敷き、貸駐車場を整備する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲にネットフェンスを設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

**議長** 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

**事務局** まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

**議長** 申請番号 11 番について、事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第 3 号申請番号 11 番についてご説明いたします。

7 ページをご覧ください。

申請地は、畑 1 筆で 120 平方メートルとなっております。

転用の目的は、使用貸借権設定による専用住宅用地です。

令和 2 年 11 月 24 日に受付をしております。

以上です。

**議長** 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

**川辺委員** 議案第 3 号申請番号 11 番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、おおむね 10 ヘクタール以上の一団の農地の区域内にある農地であることから、第 1 種農地であると判断されますが、住宅のため例外規定に該当します。

当該地の現況は、保全管理された農地でした。

計画内容は、埋立て等を行わず、専用住宅を建築する計画となっております。

給排水関係は、給水は公営水道を引き込み、雨水は敷地内浸透、汚水雑排水は合併浄化槽で処理後、道路側溝へ放流する計画となっております。

周辺農地への被害防除対策は、特にありません。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

**議長** 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

**事務局** まず、資力については、金融機関発行の申込手続きのご案内が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、行政庁の許認可処分の確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

**議長** 申請番号 12 番について、事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第 3 号申請番号 12 番についてご説明いたします。

申請地は、畑 3 筆で 1316 平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による車両置場用地です。

令和 2 年 11 月 25 日に受付をしております。

以上です。

**議長** 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

**川辺委員** 議案第 3 号申請番号 12 番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね 10 ヘクタール未満であることから、第 2 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、肥培管理された農地でした。

計画内容は、切土・盛土は行わず、現況高に碎石敷きにて整地し、車両置場を整備する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲をフェンスで囲む計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

**議長** 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

**事務局** まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

**議長** 申請番号 13 番について、事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第 3 号申請番号 13 番についてご説明いたします。

申請地は、畑 3 筆で 1473 平方メートルとなっております。

転用の目的は、賃借権設定による車両置場用地です。

令和 2 年 11 月 25 日に受付をしております。

以上です。

**議長** 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

**川辺委員** 議案第 3 号申請番号 13 番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、耕作中の農地でした。

計画内容は、切土・盛土は行わず、現況高に砕石敷きにて整地し、車両置場を整備する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲をフェンスで囲む計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

**議長** 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

**事務局** まず、資力については、預金残高証明書及び融資証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災

計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。  
以上です。

**議長** ただいま事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第3号の申請番号1番から9番、11番から13番について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議案第4号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」を議題とします。

申請番号1番について事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第4号申請番号1番についてご説明いたします。

8ページをご覧ください。

申請地は、農地法所定の手続きをせずに平成2年から宅地として利用し、現在に至っております。

平成2年11月撮影の空中写真及び現況写真並びに経過説明書の状況と現地調査班の結果を踏まえ、農地法所定の許可を得ないまま20年以上経過しており、かつ、この間、農地法第51条の規定による処分を受けていないため、要件を満たしていると考えます。

令和2年11月24日に受付をしております。

以上です。

**議長** ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第4号について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。



議案第 5 号「農用地利用集積計画について」の一般を議題とします。  
事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第 5 号「一般」の申請番号 1 番から 6 番についてご説明いたします。

10 ページをご覧ください。

野田市長より令和 2 年 11 月 30 日付けで、令和 2 年度第 7 次農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項により農業委員会の決定を求められています。

農用地利用集積計画の一般でございますが、3 年の賃借権設定が田 1 筆で 1606 平方メートル、5 年の賃借権設定が畑 1 筆で 1205 平方メートル、10 年の使用貸借権設定が田 3 筆で 3346 平方メートル、10 年の賃借権設定が田 1 筆で 3200 平方メートルとなっております。

以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしております。  
以上です。

**議長** ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第 5 号「一般」について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

議案第 5 号「農用地利用集積計画について」の中間管理を議題とします。

なお、本案は議案第 6 号「農用地利用配分計画について」と不可分の案件のため、一括して審議します。

一括して事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第 5 号「中間管理」の申請番号 1 番から 4 番及び議案第 6 号申請番号 1 番から 4 番についてご説明いたします。

11 ページをご覧ください。

野田市長より令和 2 年 11 月 30 日付けで、令和 2 年度第 7 次農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項により農業委員会の決定を求められています。

農用地利用集積計画の農地中間管理権の取得でございますが、10 年の賃借権設定が田 4 筆で 5424 平方メートルとなっております。

借受人は、農地中間管理機構である千葉県園芸協会です。

以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしております。

次に 13 ページをご覧ください。

野田市長より令和2年11月27日付けで、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項により農地中間管理機構である千葉県園芸協会が先ほど説明した農地中間管理権を取得する予定の農地を貸し付けることについて、農業委員会の意見を求められています。

今回の計画内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしております。

以上です。

**議長** ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第5号「中間管理」及び議案第6号について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

議案第7号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について」を議題とします。  
整理番号1番から4番まで一括して事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第7号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認についてご説明申し上げます。

14ページから16ページとなります。

番号1番から4番まで、4人の相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認でございます。

この確認につきましては、平成7年4月12日付け構造改善局農政部農政課長通知に基づき柏税務署長より調査を依頼されたもので、この調査対象となる方々は、20年前に農地等の相続を受けた相続人が、相続税の申告を行う際、今後20年間農地を引き継いで、経営として継続しますとの約束のもとで、相続税の納税猶予の特例を受けて相続税の支払いを猶予されたものです。

今回、相続税の納税猶予の特例を受けた農地について、相続税の申告から20年間の経過するため、申告どおりの状況となっているか、それぞれの農地の地元農業委員、推進委員さんに現地確認をお願いしたものです。

この調査は、全筆を現地確認して、実際に農地として適正に管理し、農地として使用されているか否かを確認して、その結果を柏税務署長に回答するものです。

以上でございます。

**議長** ただいま事務局の説明が終わりました。

本案については、地元委員による現地確認が行われています。

自席で結構ですので、順次ご報告をお願いします。

初めに、番号1番について中島委員よりご報告をお願いします。

**中島委員** 議案第7号番号1番2番について報告いたします。

14ページ、15ページとなります。

令和2年11月26日に、事務局職員1名と番号1番、農地19筆、番号2番、農地5筆について現地確認を行いました。

番号1番は、耕作中の農地、肥培管理された農地、植木畑で、農地として使用されていたことを報告いたします。

番号2番は、肥培管理された農地として使用されていたことを報告いたします。

**議長** 次に、番号3番について私より報告させていただきます。

議案第7号番号3番について報告いたします。

15ページとなります。

令和2年11月26日に、事務局職員1名と農地10筆について現地確認を行いました。

当該地は、野菜の作付けがされている農地と肥培管理された農地で、農地として使用されていたことを報告いたします。

番号4番について川辺委員よりご報告をお願いします。

**川辺委員** 議案第7号番号4番について報告いたします。

16ページとなります。

令和2年11月26日に、事務局職員1名と農地4筆について現地確認を行いました。

当該地は、ビニールハウスが設置され、野菜の作付けがされた農地と、キャベツが収穫された後の農地で、農地として使用されていたことを報告いたします。

**議長** ただいま事務局の説明及び現地調査した委員の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第7号について採決します。

本案は、原案どおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案どおり可決されました。

次に移ります。

報告事項に移ります。

「報告第1号から第8号」について、一括して事務局の説明を求めます。

**事務局** 報告事項1ページ、2ページをご覧ください。

報告第1号 農地法第3条の3の規定による相続の権利取得の届出は、3件受理しております。  
次に3ページをご覧ください。

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による市街化区域内の農地転用の届出は、2件受理しております。

次に4ページから6ページをご覧ください。

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用の届出は、9件受理しております。

なお、報告第1号から第3号については、添付書類を含め、適法であったため、受理しております。

次に7ページをご覧ください。

報告第4号 農地法施行規則第29条第1号に関する農地転用の届出は、1件届出がありました。

次に8ページをご覧ください。

報告第5号 市街化区域内の競（公）売買受適格証明願については、2件証明しております。

次に9ページ、10ページをご覧ください。

報告第6号及び報告第7号は関連があるので一括してご説明いたします。

農用地利用集積計画と農用地利用配分計画の中途解約については、1件提出がありました。

次に11ページをご覧ください。

報告第8号 農地の現況に関する照会については、登記官からの照会が1件ありました。  
以上です。

**議長** 報告第8号の登記官照会については、昭和56年8月28日付け法務省民事局長通知により原則農業委員、農地利用最適化推進委員3名以上と事務局職員で調査にあたることとなっておりますので委員が現地調査を行っております。

番号1番について、調査にあたった藤井委員より報告をお願いします。

**藤井委員** 去る10月9日に私と石塚農業委員、中島推進委員、事務局職員1名と現地調査を行いました。

照会地は、住宅敷地の一部となっていました。

調査委員の合議の結果、現況は非農地であるとの結論となったため、千葉地方法務局に記載のとおり回答いたしました。

以上です。

**議長** ただいま事務局の説明及び委員の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

**筑井委員** 報告4号、農地法施行規則第29条第1号に関する農地転用届出、ちょっとこれ勉強不足で申し訳ありませんが、この件について、農業倉庫ということですが農地法の4条とか5条の転用とはどのように違うのからちょっと説明お願いします。

**事務局** 農業用施設で、200平方メートル未満の場合は届出で、許可不要で届出で済むという規程が施行規則29条に書いてありますので、今回は200平方メートル未満の農業用倉庫のため、この規定に該当するので、届出があったということです。

**筑井委員** 確認ですが農地の面積ではなく、建物の面積で判断するということによろしいですか。

**事務局** 農地の面積です。

**筑井委員** 農地の面積ですね、農地の面積が200平方メートル未満。

**事務局** そうです。

**筑井委員** はい了解しました。

**議長** 他に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

これらは報告事項でございますので、ご了承いただきたいと思います。

以上で、本日のすべての議事が終了しましたので、総会を閉会します。(午後2時35分)